

1. 平成30年第3回郡上市議会定例会議事日程（第1日）

平成30年6月11日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 会期の決定
- 日程3 議案第86号 郡上市ライフライン保全対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例
について
- 日程4 議案第87号 郡上市税条例の一部を改正する条例について
- 日程5 議案第88号 郡上市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第89号 郡上市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程7 議案第90号 郡上市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程8 議案第91号 平成30年度郡上市一般会計補正予算（第1号）について
- 日程9 議案第92号 和解及び損害賠償の額の決定について
- 日程10 議案第93号 財産の無償譲渡について（大和町落部地内）
- 日程11 議案第94号 工事請負契約の締結について（高鷲庁舎耐震補強改修工事）
- 日程12 議案第95号 市道路線の廃止について
- 日程13 議案第96号 市道路線の認定について
- 日程14 議案第3号 議員派遣について
- 日程15 報告第1号 平成29年度郡上市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程16 報告第2号 平成29年度郡上市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告に
ついて
- 日程17 報告第3号 平成29年度郡上市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告につ
いて
- 日程18 報告第4号 平成29年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計繰越明許費繰越計算書の
報告について
- 日程19 報告第5号 平成29年度郡上市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程20 報告第6号 専決処分の報告について
- 日程21 議報告第12号 諸般の報告について（議員派遣の報告）
- 日程22 議報告第13号 諸般の報告について（例月出納検査の結果）

2. 本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

3. 出席議員は次のとおりである。(18名)

1番	三島一貴	2番	森藤文男
3番	原喜与美	4番	野田勝彦
5番	山川直保	6番	田中康久
7番	森喜人	8番	田代はつ江
9番	兼山悌孝	10番	山田忠平
11番	古川文雄	12番	清水正照
13番	上田謙市	14番	武藤忠樹
15番	尾村忠雄	16番	渡辺友三
17番	清水敏夫	18番	美谷添生

4. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	青木修
教育長	石田誠	市長公室長	日置美晴
総務部長	乾松幸	市長公室付部長	置田優一
健康福祉部長	丸茂紀子	農林水産部長	下平典良
商工観光部長	福手均	建設部長	尾藤康春
環境水道部長	馬場好美	郡上偕楽園長	清水宗人
教育次長	丸山功	会計管理者	遠藤正史
消防長	桑原正明	郡上市民病院 事務局長	古田年久
国保白鳥病院 事務局長	藤代求		

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	長岡文男	議会事務局 議会総務課長	水口裕史
議会事務局 議会総務課長 補佐	竹下光		

◎開会及び開議の宣告

○議長（兼山悌孝君） おはようございます。議員の皆様には、大変御多用のところを出席いただきまして、ありがとうございます。

ただいまから、平成30年第3回郡上市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、お願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（兼山悌孝君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、8番 田代はつ江君、10番 山田忠平君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（兼山悌孝君） 日程2、会期の決定についてを議題といたします。

会期並びに会期日程については、去る6月4日の議会運営委員会において御協議をいただいております。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日6月11日から6月27日までの17日間といたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日6月11日から6月27日までの17日間と決定いたしました。

会期日程については、お手元に配付してありますので、お目通しを願います。

大坪代表監査委員におかれましては、大変御多用のところを御出席いただき、ありがとうございます。

◎市長挨拶

○議長（兼山悌孝君） ここで、日置市長より御挨拶をいただきます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） おはようございます。平成30年第3回郡上市議会定例会を召集いたしましたところ、議員の皆様には御参集いただき、まことにありがとうございます。

ただいま、全国市議会議長会並びに東海市議会議長会からの正副議長歴任、または永年在職表彰の伝達を受けられました渡辺友三議員、美谷添生議員、清水正照議員、田代はつ江議員、森喜人議員、田中康久議員におかれましては、まことにおめでとうございます。長年にわたる議員としての御活動に敬意を表しますとともに、今後ますます御活躍されますことを祈念申し上げます。

提案説明に入ります前に、4月臨時会以降の市政の動き等について、以下5点にわたって報告をさせていただきます。

まず第1点目でございますが、まん真ん中広場リニューアルオープンについてであります。平成27年から整備を進めてまいりましたまん真ん中広場グラウンドの人工芝生化、及びクラブハウスが完成したことから、去る4月29日日曜日、リニューアルオープンを記念し、スポーツ交流会を開催いたしました。当日は、子どもたちを対象にサッカーやラグビー、野球のトップアスリートによるスポーツ教室等が開催されたほか、高齢者による人工芝の上でのグラウンドゴルフ体験などが行われました。

このグラウンドの芝生化は、長年にわたる願いであり、スポーツはもとより、市民の皆様の交流の場として今後御活用いただきたいと存じます。また、高鷲町の吠高原スポーツ広場についても、チームルームやシャワールーム等を完備したクラブハウスが同時期に完成をいたしました。冷涼な気候と天然芝のグラウンドは、これからの季節には最適なスポーツ環境であると存じます。

2019ラグビーワールドカップや、2020東京オリンピック・パラリンピックといった世界大会が開催される日本に、世界中のアスリートの注目が高まっています。残念ながら、2019ラグビーワールドカップの公認キャンプ地には選ばれませんでした。今後両施設を初め、市内の体育施設を活用し、スポーツ合宿構想及びスポーツと観光を組み合わせたスポーツツーリズムを推進してまいりたいと考えております。

2つ目でございますが、去る5月15日火曜日、郡上市産業支援センターが開所し、本格稼働をいたしました。支援センターは商工会や観光連盟、金融機関等、市内の産業振興に係る15団体が構成され、また国、県等、支援機関12団体を協力団体に迎えて発足をいたしました。市内事業者の支援を初め、郡上市を訪れる移住希望者や観光客の皆様の要望にお応えするよう、産業、経済界、及び支援機関との連携によって、各種課題に的確、迅速に対処してまいりたいと考えております。また、開所式に続き、記念講演会も開催をいたしました。

3点目でございますが、去る5月19日土曜日、フランス・アルザス地方のオ・ラン県のブリジット・クリンケルト議長、並びにアルザス欧州日本学研究所のオリヴィエ・ベシュト所長、この方はオ・ラン県選出の国会議員でもありますが、このお二方等の一行が郡上市に来訪され、八幡町内を視察されました。兼山議長さん、田代副議長さんにもお迎えをしていただきました。

一行は、岐阜県とオ・ラン県との友好交流に係る催事のため来日され、高山市でのONSEN・

ガストロノミーウォーキングという催しに参加された後、郡上市にお立ち寄りいただきました。昨年、同地への岐阜県知事訪問団に同行して以来、このオ・ラン県にあるカイゼルスベルクという自治体との交流について検討をいたしておりますが、先方からは交流の協議に係る前向きな意向を確認しているところであります。

一行は宗祇水やいがわ小径を散策され、また食品サンプルづくりや郡上おどりを体験されました。そして、お帰りの際には、カイゼルスベルク当局当てに、ぜひ一度、郡上おどり等の機会にあわせ御来訪をいただきたい旨の私からの親書を、ブリジット・クリンケルト議長に託したところであります。これから協議を重ね、フランスにおける郡上市の情報発信及び訪日観光客の誘致等、この町を通じた経済観光推進の取り組みに向け、検討していきたいと考えております。

次に4点目、去る6月2日には、清流長良川あゆパーク並びに道の駅「白山文化の里長滝」の完成式典をとり行いました。当日は、岐阜県知事を初め、国、県機関、市議会並びに県内漁業協同組合や、地元自治会等関係各位に御出席をいただき、世界農業遺産認定記念碑の序幕のほか、稚鮎の記念放流等も行われました。清流長良川あゆパークは、川と魚に親しむ体験学習施設並びに世界農業遺産清流長良川の鮎の情報発信拠点として、岐阜県により整備されました。今後の施設の管理運営は、指定管理者である郡上市が行ってまいります。

昨今の魚離れ、川離れに伴う遊漁者の減少により、水産業の衰退が危惧される中、鮎の友釣りや魚のつかみ取り等の体験のほか、鮎に関する食文化や長良川流域の伝統文化等に係る情報発信事業を行うなど、内水面漁業の振興と水産資源の保全等を図ってまいります。小中高生の野外学習を初め、多くの皆様に楽しみながら施設を御利用いただきたいと思っております。

また、道の駅「白山文化の里長滝」はリニューアルオープンを機に、これまでの道の駅白鳥から名称を改め、世界農業遺産清流長良川の鮎及び白山信仰で歴史のあるこの地域をさらに内外にアピールしてまいります。また従来の近隣道路情報や観光情報の発信、自動車運転者の休息施設という役割に加え、地元の農林水産物等の一層の販売拡大を目的に整備をされたものであります。両施設の機能が相乗的に発揮され、長良川の水産振興、そして郡上の誇る自然、歴史、文化及び観光情報の発信や、特産品の販売等に向け、県を初め、地元関係団体と連携し、強力に進めてまいりたいと考えております。

最後に5点目ですけれども、ことしもいよいよ踊りシーズンが近づいてまいりました。他に先駆け開催されます郡上おどり i n 京都は、ことしで第11回目を数え、去る6月2日土曜日、京都市役所前の地下街ゼスト御池において、開催をされました。京都岐阜県人会が中心になっての企画運営はそのままに、今回からは関西岐阜県人連合会が主催となり、さらに盛りだくさんな内容で行われました。岐阜観光物産定住移住フェアと題し、自慢の一品の展示販売、または岐阜での暮らし等を紹介する相談サロンが設けられました。

今回、私はまことに残念ながら、他の用事がありまして参加できませんでしたが、兼山議長さんを初め、市議会の皆様にも参加をいただきました。京都はもとより、関西方面から大勢の方に御来場いただき、本場より一足早い郡上おどりを楽しんでいただいたと伺っております。開催に際しましては、郡上踊り保存会及び郡上八幡観光協会等関係の皆様のお協力をいただいておりますことに、心より感謝を申し上げます。

また、来る6月29日金曜日、30日土曜日には、東京都港区青山の秩父宮ラグビー場駐車場におきまして、第25回郡上おどり in 青山も開催される予定であります。25回目の節目の年であることから、個人踊りコンクールも計画をされており、多くの皆様の御参加を期待しているところであります。なお、この機会にあわせまして、2日目の30日には、東京郡上人会第6回交流会並びに郡上藩江戸蔵屋敷事業も行うことといたしております。

以上、5点にわたって御報告とさせていただきます。

それでは、今議会において、審議をお願いしております諸議案につきまして、その概要を申し上げます。

初めに、条例の一部改正関係であります。議案第86号は、郡上市ライフライン保全対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてであります。岐阜県ライフライン保全対策事業ということで、県の事業があったわけですが、この事業の終了に伴い、この事業を市と電力会社との共同で継続して実施していくよう、所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第87号は、郡上市税条例の一部を改正する条例についてであります。地方税法等の一部改正に伴い、固定資産税等の負担調整措置を平成30年度評価替えに際し、3年間延長すること。たばこ税率の見直しを実施すること、及び市の認定を受けた中小企業の設備投資に係る、償却資産に係る固定資産税の課税標準の見直しを実施すること——これは3年間にわたって認定を受けた企業に対して、償却資産に係る固定資産税を全額免除するものであります——など、その所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第88号は、郡上市印鑑条例の一部を改正する条例についてであります。いわゆるLGBT、性的少数者への配慮の観点から、印鑑登録証明書の記載事項から性別に関する事項を削除することについて、所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第89号は、郡上市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてであります。高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、国民健康保険から後期高齢者医療保険への移行時に住所地特例が引き継がれることとなり、保険料を徴取すべき被保険者の対象者を追加しようとするものであります。

議案第90号は、郡上市基金条例の一部を改正する条例についてであります。国民健康保険法の一

部改正に伴い、市で設けております国民健康保険基金の設置目的等について、所要の規定を整備しようとするものであります。

以上が、条例改正関係でございます。

次に、議案第91号は、平成30年度郡上市一般会計予算の補正をお願いするものであります。主な内容といたしまして、まず歳出では市役所分庁舎解体工事及び跡地整備に係る多目的広場兼駐車場整備等、庁舎等整備事業に8,115万1,000円、「関係人口」創出事業モデル事業の採択に伴い、郡上市とかかわりを持つ都市住民へのフォローアップ、及びそうしたグループが自力で活動することのできるシステムづくり等に499万1,000円、畜産農家の施設機械整備に係る補助内示による増額に伴い、強い畜産構造改革支援事業に109万1,000円、白鳥町市道干田野線ほか4路線の舗装修繕にかかる補助内示による増額に伴い、社会資本整備総合交付金事業に2,373万1,000円、先ほども申し上げました大雪による停電、道路の寸断、集落の孤立等の被害防止対策に向けたライフライン保全対策事業に2,600万円、「清流の国ぎふ、ふるさと魅力体験」事業の採択により、清流長良川あゆパークを初め、県内施設の体験学習を目的とする小学校9校の体験事業に92万8,000円、中学校2校の体験事業に32万4,000円、合わせて125万2,000円、林道に係る現年補助災害復旧事業に1,000万円など、これらについて、それぞれ増額補正しようとするものであります。

一方、歳入では、ただいま申し上げましたこれらの歳出に対する特定財源として、ライフライン保全対策事業分担金1,626万4,000円、社会資本整備総合交付金1,041万2,000円、「関係人口」創出事業委託金499万1,000円、強い畜産構造改革支援事業補助金77万4,000円、「清流の国ぎふ、ふるさと魅力体験」事業委託金123万6,000円、それから社会資本整備総合交付金事業を初めとした諸事業の増加に伴う財源手当としての合併特例債、過疎対策事業債、辺地対策事業債及び補助災害復旧事業債など、市債を2,100万円、それぞれ増額補正しようとするものであります。また、所要の一般財源を確保するため、財政調整基金から9,471万8,000円を繰り入れることといたしました。

以上、歳入歳出それぞれ増加要因等を総合いたしましたところ、歳入歳出それぞれ1億7,386万2,000円の追加補正をお願いするものであります。

議案第92号から議案第94号までは、八幡町相生地内林道で発生した事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、大和町落部自治会が実質所有、管理する土地等の財産の無償譲渡について、並びに高鷲庁舎耐震補強改修工事に係る工事請負契約の締結について、それぞれ議会の議決を求めるものであります。

議案第95号及び議案第96号は、市道路線の廃止及び認定についてであります。美並町地内の福野駅前線について、道路改良に伴い起点が変更となるため、対象路線を一旦廃止し、再度認定することについて、議会の議決を求めるものであります。

以上が、本定例会に提出をいたしました議案の概要であります。このほか、平成29年度郡上市一

般会計のほか、4件の特別会計の繰越明許費、繰越計算書、並びに和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分等の報告があります。議案などの詳細につきましては、議事の進行に従い、それぞれ担当部長等から説明をいたしますので、御審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げ、御挨拶並びに議案の提案説明といたします。

平成30年6月11日。郡上市長、日置敏明。

ありがとうございます。

○議長（兼山悌孝君） ありがとうございます。

◎議案第86号から議案第90号までについて（提案説明）

○議長（兼山悌孝君） 日程3、議案第86号 郡上市ライフライン保全対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてから日程7、議案第90号 郡上市基金条例の一部を改正する条例についてまでの5議案を一括議題といたします。順次、説明を求めます。

総務部長 乾松幸君。

○総務部長（乾 松幸君） それでは、議案第86号をよろしくお願いたします。

郡上市ライフライン保全対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について。

郡上市ライフライン保全対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

平成30年6月11日提出。郡上市長、日置敏明。

提案理由といたしましては、岐阜県ライフライン保全対策事業終了に伴い所要の規定を整備するもので、この条例を定めようとするものでございます。この郡上市ライフライン保全対策事業ですけれども、先ほど市長から説明がございましたが、県の事業を活用することを前提に分担金徴収条例を定めておりました。県の補助制度が平成27年度から29年度で終了することに伴いまして、市単独事業として実施するに当たり、今回整備させていただくものでございます。

2枚、おめくりいただきますと、新旧対照表をつけてございます。右側の旧のほうでございますが、第2条でございます。「市が県の制度を活用し」というところがございます。ここを削除させていただきまして、市の単独事業としてもこの徴収条例が使えるようにするというものでございますので、よろしくお願いたします。

第86号につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第87号でございます。

郡上市税条例の一部を改正する条例について。

郡上市税条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

平成30年6月11日提出。郡上市長、日置敏明。

提案理由といたしましては、地方税法の一部改正に伴い所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

おめくりいただきますと、改正する条例の本文が6枚、12ページにわたってついておりますし、その後、新旧対照表でございますが、27ページまでございます。少し細か過ぎてわかりにくいと思いますので、1枚資料をつけておりますが、そちらのほうを見ていただきたいと思います。一番最後のほうに資料をおつけしていると思いますが、よろしいでしょうか。この資料に基づいて説明をさせていただきます。

それでは、改正の概要について、御説明させていただきます。右側のほうには、対応する新旧対照表のページ番号を記載してございますので、あわせてご覧いただければと思います。

今回の改正ですが、大きく6つに分かれております。まず1つ目といたしましては、字句の改正でございます。新旧対照表1ページの第20条第1項にございます「及び」を、「並びに」改正することを初めといたしまして、以下、ご覧のとおり、それぞれ字句の改正内容及び改正条例、それから新旧対照表のページを書いておりますので、よろしく願いいたします。

2つ目といたしまして、内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例の見直しでございます。新旧対照表の5ページから7ページにわたります第48条ということになります。郡上市には、現在該当する法人はございませんが、内国法人が外国子会社合算課税の適用を受ける場合に、外国関係会社に対して課税された我が国の所得税と地方法人税及び法人住民税の額のうち、合算対象とされた所得に対応する部分に相当する金額のうち、その内国法人の法人税及び地方税及び地方法人税の額から控除しきれなかった金額を法人市民税の額から控除するという規定の整備でございます。

それから3つ目になりますけれども、法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金に係る規定の改正でございます。新旧対照表の8ページから10ページにわたります第52条になります。これもかなり特殊な例でございます。今まで該当となるような申告は郡上市ではございませんが、法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例の規定がある場合における法人市民税の延滞金について、申告した後に減額更生され、その後に今度は修正申告の提出があった場合に、修正申告書の提出により納付すべき税額のうち、延長後の申告納期限に納付されていた部分については、その納付されていた期間を控除して計算する規定というものでございますので、よろしく願いいたします。

それでは裏面を見ていただきまして、4つ目になります。これはたばこ税の改正でございます。新旧対照表の11ページから16ページの第92条を初めといたしまして、第97条まででございます。内容的には2つございまして、1つは、製造たばこの区分として「加熱式たばこ」の区分を設けて、「加熱式たばこ」の課税方法を紙巻きたばこの本数に換算する方法に見直すもので、「重量」と「価格」を紙巻きたばこの本数に換算する方法として平成30年10月1日から5年をかけて紙巻きたばこの税率の7割から8割程度に増税するというものでございます。

もう1つにつきましては、紙巻きたばこの税率を国と地方を合わせて、平成30年10月1日から4年をかけて1本当たり3円、1箱当たりになりますと60円になるわけですが、これを段階的に引き上げる規定の整備でございます。1,000本当たりの税率の一覧表を記載しておりますので、よろしくお願いたします。

5つ目ですけれども、地域決定型地方税特例措置による固定資産税の特例率について、条例で定める割合を規定するものでございまして、新旧対照表の18ページ、19ページで、附則第10条の2ということになります。こちらのほうも大きく2つありまして、1つは、対象となる再生可能エネルギー設備の区分を追加するもので、太陽光発電設備に出力1,000キロワット以上を設け、特例率を4分の3に、風力発電設備に係る20キロワット未満を設け、特例率を4分の3に、水力発電設備に出力5,000キロワット以上を設け、特例率を3分の2に、地熱発電設備に1,000キロワット未満を設け、特例率を3分の2にすることと、もう1つは生産性向上特別措置法の施行によりまして、市が主体的に作成した計画に基づき行われた中小企業の一定設備投資について、固定資産税を3年間ゼロとする規定を整備するものでございます。

最後になりますけれども、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、現行の仕組みを3年間継続する規定の整備でございます。新旧対照表の20ページから27ページでございまして、あと附則10条の3、11条の2、12条、13条ということになります。平成30年の基準年度評価替えに伴いまして、平成30年度から平成32年度までの間、現行の負担調整の仕組みを継続する規定を整備するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

続きまして、議案第88号でございます。

郡上市印鑑条例の一部を改正する条例について。

郡上市印鑑条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

平成30年6月11日提出。郡上市長、日置敏明。

提案理由でございますが、印鑑登録証明書の記載事項から性別に関する事項を削除するため、この条例を定めようとするものでございます。

性的少数者であるLGBTに配慮いたしまして、印鑑登録証明書の記載事項から性別欄を削除することでございます。

2枚おめくりをいただきますと、新旧対照表がついてございます。第10条に印鑑登録証明書の記載事項を掲げてございます。第3号に、男女の別ということになっております。こちらのほうを削除させていただきますと、それぞれ第4号を第3号に、第5号を第4号にするものでございます。その他のこちらにつきましては、規則とか要綱などの改正が必要となる文言を全て含みますと、まだ77の例規等がございます。こちらについては、記載の必要性等を検証しながら、今後も検討して

いきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 健康福祉部長 丸茂紀子君。

○健康福祉部長（丸茂紀子君） では、議案第89号 郡上市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

平成30年6月11日提出。郡上市長、日置敏明。

提案理由といたしましては、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

改正内容につきましては、議案の次に添付いたしました資料に基づき、説明をさせていただきたいと思っております。

今回の高齢者の医療の確保に関する法律の改正内容は、国民健康保険の被保険者が75歳に到達することによりまして、後期高齢者医療の被保険者になった際にも住所地特例が引き継がれることになったことでもあります。資料の中段にあります例のところにありますように、改正前では郡上市の国保の被保険者の方が県外の病院等に住所を移して入院された場合、その方が74歳までは保険者は郡上市国保となりますが、その方が入院中に75歳になられますと、病院所在地の後期高齢者医療広域連合が保険者となっていました。

今回の改正におきまして、住所地特例が引き継がれることになりましたので、保険者は岐阜県後期高齢の医療連合となる改正となっております。国保と後期医療で住所地特例が引き継がれることが、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2第1項及び第2項に新たに追加されましたので、新旧対照表を、済いません、見てください。新旧対照表の1ページのところですが、条例の第3条第5号を追加いたしました。

次、新旧対照表の2ページのところでございますが、済いません、まだ1ページのところで、第3条の2号から4号のところでは、住所地特例者が病院とか施設を移動した場合でも住所地特例が引き継がれるために、法第55条の2第2項において準用する場合ということを含むということを追加いたしました。

2ページをお願いいたします。附則の第2条では、後期高齢者医療制度が始まりました平成20年度において、被扶養者であった被保険者の保険料負担軽減のための措置について記されておりましたが、今回、国から指名されました参考例等におきまして、削除されましたので、今回削除するものといまして、条ずれにより第3条を第2条に改めるものとなります。

この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するものであります。

続きまして、議案第90号を説明させていただきます。

議案第90号 郡上市基金条例の一部を改正する条例について。

郡上市基金条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

平成30年6月11日提出。郡上市長、日置敏明。

提案理由といたしましては、国民健康保険法の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

新旧対照表をご覧ください。国民健康保険法がことし4月に改正されましたことにより、市が岐阜県に対して国民健康保険事業費納付金を納付することになりました。このことにより、第3条、設置の目的に国民健康保険事業費納付金を追加いたしました。また、介護保険のほうに規定いたします納付金並びに高齢者の医療の確保に関する法律に規定する拠出金及び納付金につきましては、国民健康保険事業納付金に含まれることとなりましたので、削除するものであります。

この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するものであります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 以上で、説明を終わります。

質疑については、会期日程に従い、改めて行います。

◎議案第91号について（提案説明・委員会付託）

○議長（兼山悌孝君） 日程8、議案第91号 平成30年度郡上市一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。説明を求めます。

総務部長 乾松幸君。

○総務部長（乾 松幸君） それでは、議案第91号をお願いいたします。

平成30年度郡上市一般会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年6月11日提出。郡上市長、日置敏明。

2枚、おめくりをいただきまして、平成30年度郡上市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億7,386万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ283億5,086万2,000円とするものでございます。

2項は省略させていただきまして、地方債の補正につきまして、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債」の補正によるということでございます。

5ページをご覧ください。第2表、地方債の補正でございます。変更、合併特例債につきましては、550万円増額いたしまして、21億1,660万円。それから続きまして、辺地対策事業につきましては、830万円増額いたしまして、4億7,230万円。それから補助災害復旧事業につきましては、450

万円増額いたしまして、890万円。それから過疎対策事業につきましては、270万円増額いたしまして、2億3,110万円。合計でございますけども、2,100万円の増額となりまして、35億9,890万円に限度額を定めるものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法については、補正前に同じでございます。あと以下、事項別明細書、またそれぞれ明細がございますし、お手元には今般の補正1号につきまして、事業概要説明書一覧表もお配りしております。そちらをご覧くださいながら、御審議をしていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（兼山悌孝君） ただいま説明のありました議案第91号については、議案付託表のとおり、予算特別委員会に審査を付託します。なお、質疑については、予算特別委員会において行うこととし、ここでは省略をします。

お諮りします。ただいま予算特別委員会に付託しました議案第91号については、会議規則第46条第1項の規定により、6月12日午後4時までに審査を終了するように期限をつけたいと思います。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第91号については、6月12日午後4時までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定いたしました。

◎議案第92号について（提案説明・採決）

○議長（兼山悌孝君） 日程9、議案第92号 和解及び損害賠償額の決定についてを議題といたします。説明を求めます。

総務部長 乾松幸君。

○総務部長（乾松幸君） それでは議案第92号をよろしく願いいたします。

和解及び損害賠償の額の決定について。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び13号の規定により、議会の議決を求める。

平成30年6月11日。郡上市長、日置敏明。

1、損害賠償による和解の内容。平成29年11月27日午前10時10分ごろ。郡上市八幡町相生地内において林道亀尾島線を走行していたコンクリートミキサ車が路肩の崩壊により、林道から亀尾島川へ転落した。市は示談により損害を賠償する。

2、損害賠償の相手方は、ご覧のとおりでございます。

3、損害賠償の額700万9,217円でございます。

1枚おめくりいただきまして、資料をつけております。過失割合につきましては、市が80%、相手方20%ということでございます。

あと、損害内容につきましてですが、車両、こちらにつきましては修理不能となったということで、損害額699万8,400円。負担、市の過失割合80%で、559万8,720円でございます。あと、車両の引き上げにかかった費用でございますが、損害額176万3,121円。市の過失割合で80%で141万497円。合計ですけれども、損害額876万1,521円。賠償額といたしましては、700万9,217円でございます。

こちらにつきましては、運転手については、幸い打撲程度の軽傷であったということから、人的被害にかかる賠償も含めまして、車両被害以外の賠償請求もなく、その他の対応は必要ないということでございますので、よろしく願いいたします。

裏面をご覧くださいますと、位置図、それから写真が添付してございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 説明が終わったので、質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 質疑なしと認めます。お諮りします。議案第92号について、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議はございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第92号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 討論なしと認め、採決いたします。

議案第92号について、原案のとおり可とすることに御異議はありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第92号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第93号について（提案説明）

○議長（兼山悌孝君） 日程第10、議案第93号 財産の無償譲渡についてを議題といたします。説明を求めます。

総務部長 乾松幸君。

○総務部長（乾松幸君） それでは、議案第93号をよろしく願いいたします。

財産の無償譲渡について（大和町落部地内）。

次のとおり、財産を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号及び同法第237条第2項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年6月11日提出。郡上市長、日置敏明。

1、譲渡する財産。種別、土地。所在地、郡上市大和町落部字曾田橋1039番。面積ですが、1,652平方メートル。地目は墓地でございます。

同じく、大和町落部字桑原1682番1。面積につきましては1,619平方メートル。地目、墓地。

同じく、大和町落部字桑原1682番2。99平方メートル。雑種地でございます。

同じく、大和町落部字谷多和2386番1。628平方メートル。地目は墓地でございます。

同じく、大和町落部字谷多和2386番2。99平方メートル。地目は雑種地でございます。

合計、4,097平方メートル。

2、譲渡の相手方。郡上市大和町落部1601番地1、落部自治会。

3、譲渡の理由でございますが、落部自治会が実質上所有する市名義の土地を当該自治会に譲渡するためでございます。

1枚おめくりいただきますと、位置図がついております。該当する土地でございますが、内ヶ谷の登り口の前後3カ所にごさしまして、この土地でございますが、昭和3年以前につきましては郡上郡西川村落部の所有でございまして、野焼きの火葬場として利用されておりました。その後、使用がなくなった後につきましては、廃止後につきましては、自治会により植林を行いまして、以後、管理を行ってきた土地でございます。裏面にはそれぞれの字絵図等々がついてありますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（兼山悌孝君） 以上で、説明を終わります。

質疑については、会期日程に従い、改めて行います。

◎議案第94号について（提案説明・採決）

○議長（兼山悌孝君） 日程11、議案第94号 工事請負契約の締結について（高鷲町庁舎耐震補強改修工事）を議題といたします。説明を求めます。

総務部長 乾松幸君。

○総務部長（乾松幸君） 続きまして、議案第94号でございます。

工事請負契約の締結について（高鷲庁舎耐震補強改修工事）でございます。

次のとおり、工事請負契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成30年6月11日提出。郡上市長、日置敏明。

- 1、契約の目的。高鷲庁舎耐震補強改修工事。
- 2、契約の方法。一般競争入札による。
- 3、契約金額。1億5,336万円。
- 4、契約の相手方。郡上市八幡町旭1035番地。株式会社 高垣組。代表取締役 森下光。
- 5、工事の場所。郡上市高鷲町大鷲2349番地1。
- 6、工事の概要でございますが、耐震補強改修工事一式でございます。

1枚おめくりいただきまして、資料といたしまして、工事概要をつけてございます。重複箇所は省略させていただきまして、4番の工期でございますが、本契約締結の日より平成31年1月15日までとしております。

あと7、工事内容につきましては、大きく分けて2つございます。耐震改修と大規模改修でございます。耐震改修につきましては、鋼板内蔵RCブレース補強、3構面ということ。それからあと、大規模改修といたしましては、外部改修といたしまして、外壁、軒天の改修、あと内部でございますが、事務室、またトイレ、それぞれ内装の改修。それから照明器具の取りかえ、あと空調設備の改修でございます。

次のページからは、位置図、それから位置図・平面図、それから1階から3階までのそれぞれの平面図、及び続いて4方向からの立面図がついてございます。一番最後のページにつきましては、入札結果でありまして、ここに書いてあるとおり、7業者から応札がございまして、高垣組が受注したというものでございます。

この高鷲庁舎につきましては、昭和47年の建築でございまして、耐震調査の結果、0.6を下回っているということで、今回耐震補強工事を実施するものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 説明が終わったので、質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 質疑なしと認めます。お諮りします。議案第94号について、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議はありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第94号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 討論なしと認め、採決いたします。

議案第94号について、原案のとおり可とすることに御異議はありますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第94号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。再開は、35分とします。

(午前10時26分)

○議長(兼山悌孝君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

(午前10時34分)

◎議案第95号及び議案第96号について(提案説明)

○議長(兼山悌孝君) 日程12、議案第95号 市道路線の廃止についてと、日程13、議案第96号 市道路線の認定についての2議案を一括議題といたします。説明を求めます。説明については、できるだけ簡略に、要旨について説明をお願いします。

尾藤建設部長。

○建設部長(尾藤康春君) 議案第95号 市道路線の廃止について。

道路法第10条第3項の規定により次の道路を廃止したいので、議会の議決を求める。

平成30年6月11日提出。郡上市長、日置敏明。

路線番号5-1725。路線名福野駅前線でございます。

区間は、起点が郡上市美並町大原字向ノ山、終点、郡上市美並町大原字尾花前でございます。

1枚おめくりいただきまして、参考資料が書いてございますが、そのもう1枚おめくりいただきまして、2ページ、3ページ目のところをお開きいただきたいと思います。この福野駅前線につきましては、県道白山美濃線の道路改良が現在進んでおりまして、その改良に伴いまして起点が変更となるために、対象路線を一旦廃止いたしまして、再度認定するものでございます。従来の起点のあった部分については、本路線の道路区域として引き続き、市が管理するものでございます。

まず廃止の路線でございますが、この左側の廃止と書いてあるところの丸い赤の点のところは起点でございます。それで、矢印のいきった先が終点という形でございますが、この路線、一旦全部を廃止するものでございます。ここの詳細の部分は右側3ページ目の上の段に廃止の路線としまして、この起点となっているところが美並町大原字向ノ山でございますが、ここが変更になるものでございます。

引き続きまして、議案第96号 市道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定により次の道路を市道路線に認定したいので、議会の議決を求める。

平成30年6月11日提出。郡上市長、日置敏明。

路線番号は5—1725。路線名は福野駅前線でございます。

区間としまして、起点が郡上市美並町大原野倉、終点は郡上市美並町大原字尾花前でございます。先ほどの資料の2ページ目、3ページ目のところでございますが、下段のところ新たに赤い丸になっているところが起点でございます、終点は変更がございません。それで上の方へ少し斜めに伸びている部分が旧の路線でございますが、こちらのほうは引き続き市道の道路の区域として、管理は市のほうでやってまいります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 以上で、説明を終わります。質疑については、会期日程に従い、改めて行います。

◎議発第3号について（採決）

○議長（兼山悌孝君） 日程14、議発第3号 議員派遣についてを議題といたします。

議員派遣について、会議規則第169条の規定により申し出があります。

お諮りいたします。申し出のとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、申し出のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

◎報告第1号について（報告）

○議長（兼山悌孝君） 日程15、報告第1号 平成29年度郡上市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。報告を求めます。

総務部長 乾松幸君。

○総務部長（乾松幸君） 報告第1号 平成29年度郡上市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

平成30年6月11日提出。郡上市長、日置敏明。

おめくりいただきまして、計算書でございます。こちらにつきましては、12月議会及び3月議会の補正予算、それから臨時議会での3月31日先決で補正をお願いしたものの、実際に繰り越した額とそれから財源内訳の報告でございます。

1つ目になりますが、道整備交付金事業でございます。これは干田野石徹白林道ほか1路線で、翌年度繰越額でございますが、5,789万円。財源内訳といたしまして、未収入特定財源の国県支出金が4,341万8,000円。地方債1,440万円、一般財源7万2,000円。企業誘致促進事業、これは大島工

業団地でございますが、翌年度繰越額6,648万5,000円、全て一般財源でございます。

道路新設改良事業、これは大乘寺橋でございますけども、2,200万円、全て一般財源でございます。合併特例道路整備事業、こちらにつきましては、神谷・棚井線ほか8路線でございます。1億5,242万円、地方債1億4,450万円、一般財源792万円。それから過疎対策道路整備事業、桜谷1号線ほか1路線でございます。214万6,000円。地方債210万円、一般財源4万6,000円。辺地対策道路整備事業戸屋野線ほか7路線になりますが、1億2,634万5,000円、地方債といたしまして、1億2,200万円、一般財源434万5,000円。

社会資本整備総合交付金事業、こちらにつきましては五町勝更線のほか3路線でございます。翌年度繰越額は7,253万6,000円、国県支出金4,308万4,000円、地方債2,810万円、一般財源135万2,000円です。

都市再生整備計画事業、これ無電柱化事業でございますが、1億1,226万5,000円、国県支出金4,115万4,000円、地方債6,750万円、一般財源361万1,000円。

消防施設維持管理経費、これは白鳥町二日町の消火栓の移設に伴うものでございます。117万8,000円、これは、未収入特定財源は移転補償費でございますが、69万5,000円、一般財源48万3,000円でございます。

災害対策事業費、ハザードマップ改訂版作成、これは長良川、吉田川の一部でございますけども、403万3,000円、全て一般財源でございます。

小学校校舎等整備事業、大和第一北小学校の屋体、北濃小学校の駐車場整備でございます。翌年度繰越額3,358万6,000円、既収入特定財源でございますが、これは土地の売り払い収入でございます。525万7,000円。未収入特財でございますが、国県支出金148万4,000円、地方債380万円、一般財源といたしまして、2,304万5,000円でございます。

幼稚園施設整備事業、はちまん幼稚園でございますが、167万4,000円。全て一般財源でございます。現年補助災害復旧事業（林業用施設）でございますが、勝原林道でございます。910万円、国県支出金262万円、地方債50万円、その他でございますが、これは分担金でございますが、26万4,000円。一般財源571万6,000円でございます。

現年補助災害復旧事業費（公共土木施設）でございます。こちらは勝原谷、大谷川でございますが、2,059万1,000円、国県支出金1,373万3,000円、地方債680万円、一般財源5万8,000円。合計でございますが、翌年度繰越額6億8,224万9,000円、既収入特定財源525万7,000円。未収入特定財源のうち、国県支出金に1億4,549万3,000円、地方債3億8,970万円、その他95万9,000円、一般財源でございますが、1億4,084万円でございます。

以上でございます。

○議長（兼山悌孝君） 報告が終わったので、質疑を行います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 質疑なしと認めます。以上で、報告第1号の報告を終わります。

◎報告第2号について(報告)

○議長(兼山悌孝君) 日程16、報告第2号 平成29年度郡上市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議案といたします。報告を求めます。

環境水道部長 馬場好美君。

○環境水道部長(馬場好美君) 報告第2号 平成29年度郡上市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

平成30年6月11日提出。郡上市長、日置敏明。

おめくりいただきまして、繰越計算書でございます。資本的支出建設改良費、建設改良事業でございます。翌年度繰越額といたしまして、130万円でございます。この内訳でございますが、未収入特定財源のその他財源で、同額の130万円でございます。なおこの繰越額は、簡易水道事業が平成30年3月31日廃止されたことにより、地方公営企業法施行令第4条の規定に基づき、平成30年4月1日に水道事業会計へ引き継いだものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長(兼山悌孝君) 報告が終わったので、質疑を行います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 質疑なしと認めます。以上で報告第2号の報告を終わります。

◎報告第3号について(報告)

○議長(兼山悌孝君) 日程17、報告第3号 平成29年度郡上市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。報告を求めます。

環境水道部長 馬場好美君。

○環境水道部長(馬場好美君) 報告第3号 平成29年度郡上市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

平成30年6月11日提出。郡上市長、日置敏明。

1枚おめくりいただきまして、繰越計算書でございます。建設費、農業集落排水事業でございます。翌年度繰越額といたしまして、450万円でございます。この内訳ですが、未収入特定財源のその他財源で、同額の450万円でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（兼山悌孝君） 報告が終わったので、質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 質疑なしと認めます。以上で、報告第3号の報告を終わります。

◎報告第4号について（報告）

○議長（兼山悌孝君） 日程18、報告第4号 平成29年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。報告を求めます。

市長公室長 日置美晴君。

○市長公室長（日置美晴君） 報告第4号 平成29年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

平成30年6月11日提出。郡上市長、日置敏明。

1枚おめくりいただきたいと思えます。繰越計算書でございます。いわゆる3月議会において、議決をいただいたものでございます。事業名はケーブルテレビ整備事業機器の更新事業でございます。翌年度繰越額は5,378万4,000円、財源内訳につきましては、全額既収入特定財源でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（兼山悌孝君） 報告が終わったので、質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 質疑なしと認めます。以上で、報告第4号の報告を終わります。

◎報告第5号について（報告）

○議長（兼山悌孝君） 日程19、報告第5号 平成29年度郡上市水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。報告を求めます。

環境水道部長 馬場好美君。

○環境水道部長（馬場好美君） 報告第5号 平成29年度郡上市水道事業会計予算繰越計算書の報告について。

地方公営企業法第26条第3項の規定により、次のとおり報告する。

平成30年6月11日提出。郡上市長、日置敏明。

おめくりいただきまして、繰越計算書でございます。資本的支出、建設改良費、排水設備改良費、八幡上水配管29—15工事分といたしまして、翌年度繰越額8,500万円でございます。右の財源内訳といたしましては、損益勘定留保資金で、同額の8,500万円でございます。

繰り返し理由といたしましては、国道への管路布設工事において道路管理者発注工事等により通行規制ができない期間が生じ、工期の延長を要したものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 報告が終わったので、質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 質疑なしと認めます。以上で、報告第5号の報告を終わります。

◎報告第6号について（報告）

○議長（兼山悌孝君） 日程20、報告第6号 専決処分報告についてを議題とします。報告を求めます。

総務部長 乾松幸君。

○総務部長（乾松幸君） 報告第6号 専決処分報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年6月11日提出。郡上市長、日置敏明。

1枚、おめくりいただきまして、今回は4件ございますので、よろしくお願いいたします。まず先決第1号ですけども、専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）でございます。和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

平成30年4月16日、郡上市長、日置敏明。

損害賠償による和解の内容でございます。

平成30年1月22日午後0時40分ごろ、高齢福祉課職員が郡上市白鳥町前谷地内の県道314号石徹白前谷線において、公用車を運転中、反対車線を走行中の相手車が積雪でスリップし、センターラインを越えて自車の右前部から右側面にかけて接触したものでございます。

市は示談により下記金額で損害を賠償する。

市の過失割合でございますが、10%でございます。

損害賠償の相手方につきましては、ご覧のとおりでございます。

損害賠償の額は1万360円でございます。

専決第2号でございますが、第1号と同様でございます。

損害賠償による和解の内容でございますが、平成30年1月31日午前10時45分ごろ、高齢福祉課職員が郡上市大和町剣1700番地付近の市道剣12号線において公用車を運転中、十字路で市道剣8号線を右方向から走行してきた相手車両に気づきブレーキを踏んだところ、雪でスリップし、相手車両

の左側面に接触したものでございます。市は示談により、下記金額で損害を賠償する。

市の過失割合としましては、50%でございます。

損害賠償の相手方については、ご覧のとおりでございます。

損害賠償の額24万6,553円でございます。

専決第3号でございます。

同様でございますが、損害賠償による和解の内容でございます。

平成30年2月21日午後5時15分ごろ、畜産課職員が郡上市白鳥町向小駄良地内の県道326号美濃白鳥停車場線白鳥橋付近において公用車運転中、脇道から右折しようとした相手車と接触をした。市は示談により下記金額で損害を賠償しようとするものでございます。

市の過失割合は、30%でございます。

損害賠償の相手方はご覧のとおりでございます。

損害賠償の額7万9,073円でございます。

続きまして専決第4号でございます。

専決日につきましては、平成30年5月10日でございます。

損害賠償による和解の内容、平成30年3月22日午後3時30分ごろ、郡上市高鷲町西洞市内の夫婦滝ポケットパーク内で発生した雪崩により、停車中の車が損傷したというものでございます。市は示談により、下記金額で損害を賠償するということで、市の過失割合といたしましては70%でございます。

損害賠償の相手方につきましては、ご覧のとおりでございます。

損害賠償の額70万円でございます。

職員に対しましては、交通規則を遵守することはもちろんでございますけれども、細心の注意を払って安全運転、事故防止に努めるように徹底したいというふうに思っておりますし、公共施設の安全確保につきましては、今後も努めてまいりたいというふうに思います。申しわけございませんでした。

○議長（兼山悌孝君） 報告が終わったので、質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 質疑なしと認めます。以上で、報告第6号の報告を終わります。

◎議報告第12号について（議報告）

○議長（兼山悌孝君） 日程21、議報告第12号 諸般の報告について。

議員派遣報告書を別紙のとおり提出されましたのでお目通しいただき、報告にかえます。

◎議報告第13号について（議報告）

○議長（兼山悌孝君） 日程22、議報告第13号 諸般の報告について。

例月出納検査結果が監査員より別紙写しのとおり提出されましたので、お目通しいただき報告にかえます。

6月1日までに受理しました請願は、お手元に配付しました文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたしましたので、報告をします。

◎散会の宣告

○議長（兼山悌孝君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

長時間にわたり、慎重に御審議いただき、ありがとうございました。

本日はこれで散会します。

(午前11時00分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 兼 山 悌 孝

郡上市議会議員 田 代 はつ江

郡上市議会議員 山 田 忠 平

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長

郡上市議会議員

郡上市議会議員